

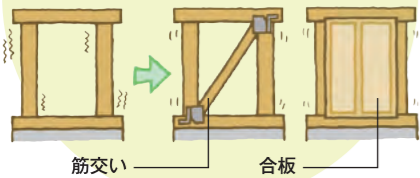
地震に強い「安全」な建物に!

住宅のリフォームをする場合に耐震改修を同時に行なえば手間や費用を節約できます

木造の場合

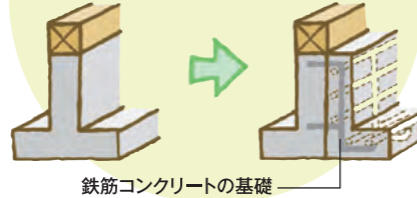
耐力壁を増強する

柱と梁だけでは水平方向の力に抵抗できないため、筋交いや合板を取り付け補強。



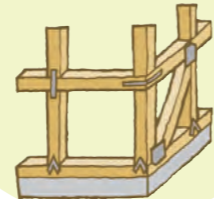
基礎を補強する

古い建物で基礎に鉄筋が入っていない場合、鉄筋コンクリートの基礎を打ち増して補強。



金物で補強する

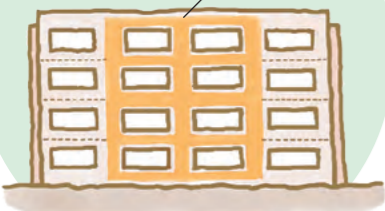
建物の変形で最も影響を受ける、柱や梁・土台・筋交いなどの接合部を金物で補強。



非木造の場合

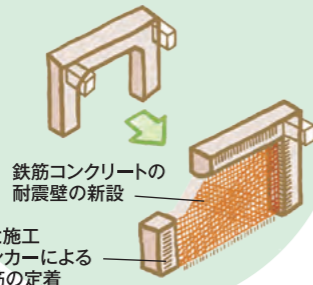
外付けフレーム

外付けフレーム架構



建物を使いながら改修が可能で使い勝手の影響が少ない方法です。

補強耐震壁の新設



あと施工アンカーによる鉄筋の定着

柱の鉄板巻き補強

■ 鉄板巻き補強

鉄板巻き
モルタル充填
鉄板押さえ帯板

■ 連続繊維巻き補強

炭素繊維シート



耐震補強工事の補助制度については北九州市建築都市局住宅計画課

093-582-2592へお問い合わせください。

お問い合わせ

北九州市建築都市局建築指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

TEL. **093-582-2531**

北九州市 耐震

検索

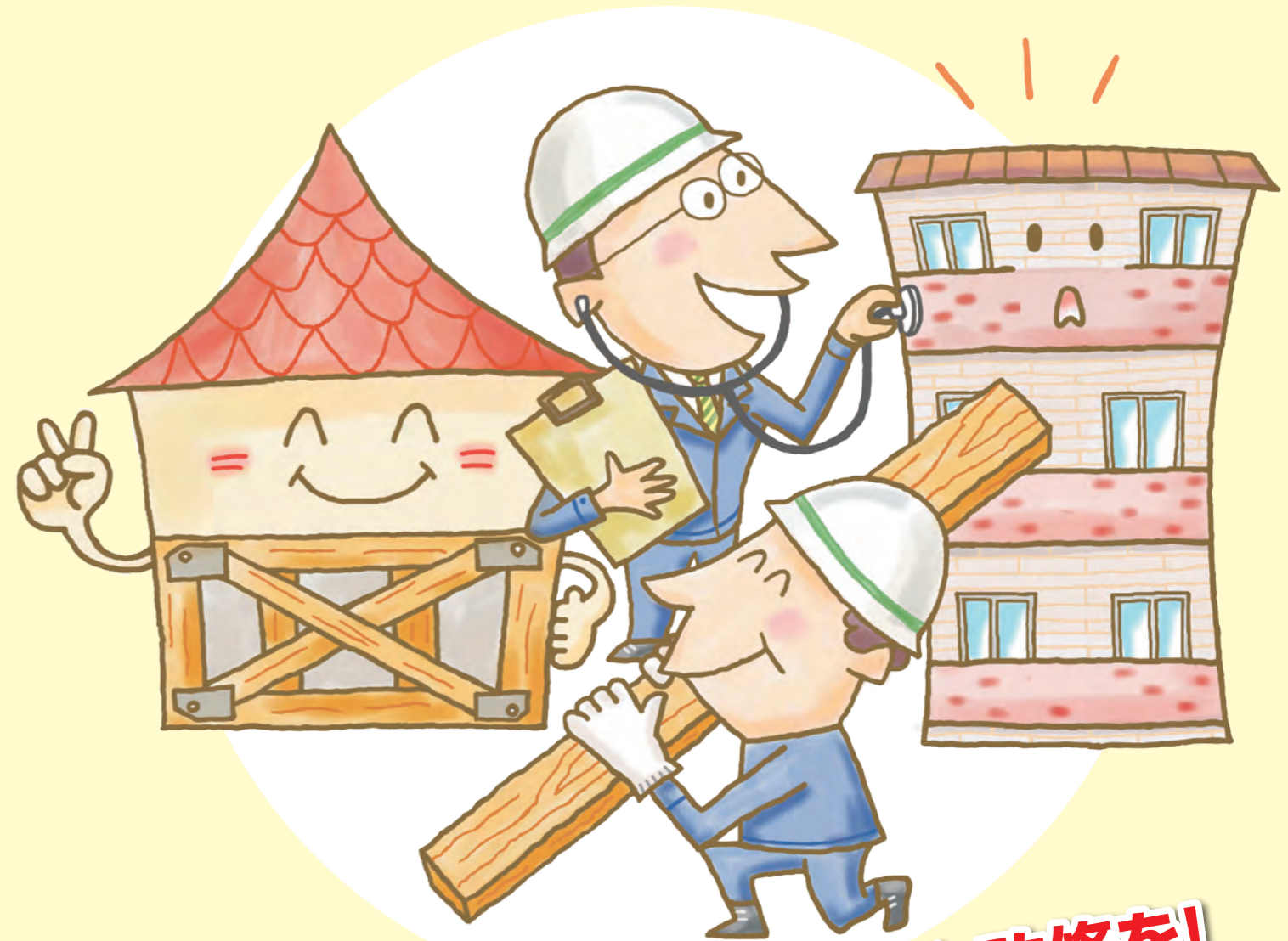
リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

No. 1404028B

地震! そのとき あなたの建物は大丈夫?

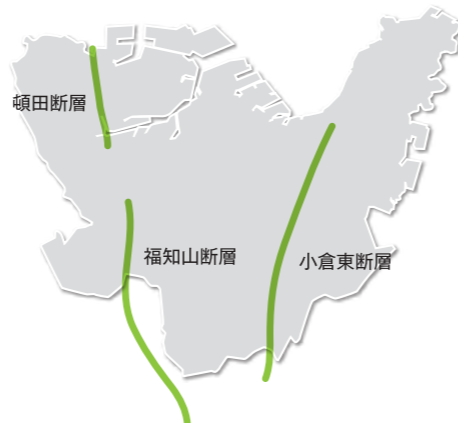
耐震改修促進法が改正されました



あなたの家も耐震診断・改修を!

いつ、どこで発生してもおかしくない大地震 北九州市も例外ではありません！

平成23年3月に発生した東日本大震災では18,000名以上、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では6,400名以上の人命が失われました。これまでもわが国は地震により度重なる大きな被害に見舞われており、いつどこで大地震が発生してもおかしくない地震大国と言えます。四国の南から静岡県沖までのびる南海トラフの巨大地震や首都直下型地震がおきた場合甚大な被害が予想され、現在その対策が急がれています。北九州市においても、南海トラフ巨大地震では、震度5弱（一部で震度5強）の揺れが想定されています。また小倉東断層や福知山断層などの活断層も存在しており、活断層による地震が発生した場合、震度6弱（一部で震度6強）の揺れが想定されています。



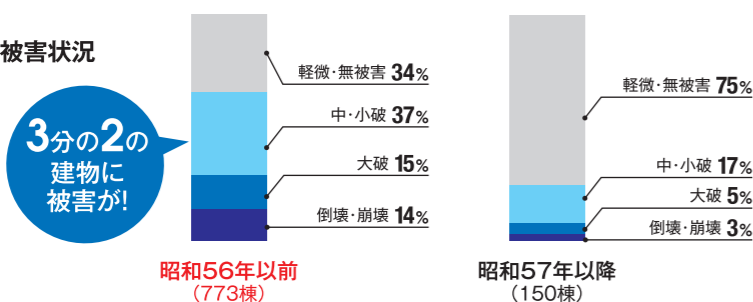
(北九州市の主要な活断層)

建築物の耐震基準について

昭和56年以前の建物は要注意!

昭和56年6月、建物を建てる際の耐震基準が大きく変わりました。そのため、平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の建築時期で、被害状況にも大きな違いがでました。昭和56年6月より前に建てられた建物にお住まいの方は、耐震診断を行って、結果に応じて必要な耐震改修を行うことで、地震による被害を大幅に軽減することができます。

建物の年代別被害状況



H25 耐震改修促進法 改正

全ての建築物が耐震化の対象です

マンションを含む住宅や小規模建築物についても、耐震診断および必要に応じた耐震改修の努力義務が定められました。



建築物の耐震診断・耐震補強

診断から工事までが対策です!

耐震診断とは、建物の地震に対する強さを評価して耐震改修工事が必要かどうかを判断するものです。建物の耐震基準が大きく変わった昭和56年6月より前に建てられた建築物は、耐震診断が必要です。耐震診断の方法は、建物の構造によって異なり、国土交通省が定めた基準が使われています。

1 耐震診断

まずは耐震診断を行きましょう

耐震診断で建物の地震に対する強さを確認してもらいましょう。建物の設計図書や計算書、増改築の履歴がわかる資料が必要です。耐震診断では、現地でも調査を行います。

※設計図書などの資料がない場合は、図面の復元に時間がかかります。

2 耐震設計

耐震補強を検討しましょう

耐震診断の結果、耐震性が不足している場合は耐震補強を検討します。

耐震設計で、

- ①どこを補強したらいいのか、
 - ②どれだけ補強すればいいのか
- などを検討し、図面を作成します。

耐震設計が完了すれば、耐震改修工事の費用がわかります。

3 耐震補強

耐震改修工事で建物を補強しましょう

耐震設計の図面に基づいて工事を行って、建物の安全性を高めましょう。

耐震化の方法は、建物の構造によって違います。まずはご相談を!

耐震診断・改修に関する技術的なアドバイスを受けられます

■ 耐震診断・改修に関する相談窓口

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/soudan/jimusyow.html>

■ 木造住宅の耐震診断 (福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度)

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0075.html

